

### 5603 特定輸出者制度の対象としない貨物

以下の貨物については、特定輸出者制度の対象としません。

- ① 輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物
- ② 輸出貿易管理令別表第4に掲げる国または地域（イラン、イラク及び北朝鮮）を仕向地として輸出される貨物であって、経済産業大臣の許可又は承認を必要とするもの
- ③ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第6条1aに規定する輸出される資材、需品又は装備

（関税法第67条の3、関税法施行令第59条の8）